

# ようへき 危険な擁壁・がけの安全対策 のための費用を助成します！



令和8年度内申請受付対象  
令和9年2月26日までに完了届の提出ができるもの  
※工事契約前に申請手続が必要です  
※4月1日から翌年の3月31日が1年度となります

杉並区では、所有者等が行う擁壁やがけの適切な維持管理を支援し、擁壁等の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進するため、所有者等に対し、安全対策のための設計・工事費の一部を助成しています。



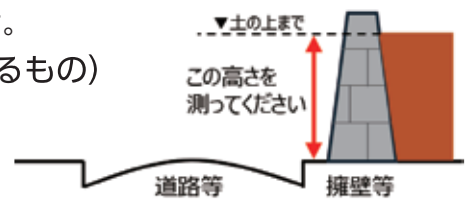
※画像はイメージです。

## 助成対象となる擁壁等

以下の【①高さ】と【②状態】の両方を満たすものが対象となります。

① まずは「高さ」をチェック！（以下のいずれかに該当するもの）

- 道路等に面する高さが0.8m以上の擁壁等
- 高さが2mを超える擁壁等



② 次に「擁壁等の状態」をチェック！（区が改善の必要があると認める以下のいずれかの状態）

- 空積み・増積み擁壁（高さ2m超の擁壁で、大谷石など裏にコンクリートが詰まっていないもの、既存の擁壁の上に土を盛って継ぎ足したもの）
- 劣化が進んでいる擁壁（ひび割れや傾きなどがあり、健全度判定が「低」または「中」と判定されたもの）
- 自然がけ（地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地）



空石積み擁壁

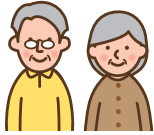


増積み擁壁



30度を超える自然がけ

## 助成対象者



### 個人の場合 擁壁等の所有者または管理者



### 区分所有の場合 管理組合の代表者

管理組合がある場合 区分所有者の集会の決議により選任された方  
(例：分譲マンションであれば管理組合の代表)

管理組合がない場合 区分所有者の代表者  
(擁壁等の工事等について区分所有者全員の同意があること)



### 法人の場合 法人の代表者 (管理者として法人が申請者となる場合も同様)

※住民税 (法人の場合は法人住民税) を滞納していないこと。

※申請地について、業として宅地建物取引を行う者を除きます。

※助成対象者以外に所有者がいる場合、申請者を代表者とする旨の承諾が必要になります。

※1 申請につき、上記に該当する者1名が申請者となります。

## 助成の対象となる経費と助成金額

助成対象となる擁壁等に対して行う擁壁の築造替え、新設、補強を行うための「設計費」および「工事費」が助成の対象です。

**築造替え**：現在の安全基準に適合するように造り替えること

**新設**：既存の危険なげに、新たに基準に適合する擁壁を設置すること

**補強**：現在の安全基準を満たしていない擁壁を、現在の強度以上に補強すること

助成対象	擁壁等の高さ	助成割合 (ア)	上限額 (イ)	
設計費	高さ2mを超える擁壁等	対象経費の 2/3	100万円	
	道路等に面し、 高さ0.8m以上、2m以下の擁壁等		50万円	
工事費	築造替え 工事及び 新設工事		高さ3.5mを超える擁壁等	1,200万円
			高さ2.0mを超え、3.5m以下の擁壁等	900万円
			道路等に面し、 高さ1.2mを超え、2.0m以下の擁壁等	500万円
			道路等に面し、 高さ0.8m以上、1.2m以下の擁壁等	200万円
	補強工事		高さ2mを超える擁壁等	200万円
道路等に面し、 高さ0.8m以上、2m以下の擁壁等			100万円	

●助成金額の上限は、上表 (ア) 欄と (イ) 欄のうち低いほうの額です。(1000円未満切り捨て)

### 【対象となる経費の注意事項】

- 築造替え工事及び新設工事の場合、擁壁が「建築物の外壁と兼用する部分」の工事費も、助成対象の工事費に含まれます。
- 築造替え工事の場合、既存の擁壁の解体・撤去費用も助成対象経費に含まれます。
- 現状を維持することを目的とした、亀裂の修復や水抜き穴の清掃などの補修工事、測量調査、地盤調査に要する費用は、助成の対象ではありません。
- 国や東京都など、他の制度による助成金を既に受けている経費は、本助成の対象となりません。
- 助成は同一の対象地につき設計・工事それぞれ1回申請できます。

# 安全対策「設計」の手続きの流れ

	申請者	区
事前相談・申請準備	<b>① 事前相談</b> 事前相談書を提出してください。 ※オンラインでの申請も受けつけています。 	<b>② 区から連絡・現場確認</b> 擁壁等の状況から、助成対象の要件を満たしていることを確認し、申請者へご連絡します。 
	<b>③ 申請準備</b> 設計業者を選定し、図面や見積書の用意を依頼してください。 <b>⚠️【重要】まだ契約はしないでください。</b>	
交付申請時	<b>④ 交付申請</b> 設計の契約前に必要書類を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の1を参照	<b>⑤ 申請審査・交付決定</b> 審査後、「助成金交付決定通知書」を申請者に郵送します。
設計期間	<b>⑥ 設計契約・着手</b> 「助成金交付決定通知書」の受け取り後、業者と書面による契約を結び、「着手届」を提出して設計を開始します。（※狭あい道路に面する場合は事前協議が必要です。） ※「提出書類(P5)」の2を参照	
完了報告時	<b>⑦ 完了実績報告</b> 設計完了後、「完了実績報告書」等の必要書類を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の4を参照	<b>⑧ 完了審査・額確定</b> 書類審査を行い、「助成額確定通知書」を申請者に郵送します。
助成金請求時	<b>⑨ 助成金の請求</b> 「助成請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の5を参照	<b>⑩ 助成金の支払</b> 申請者名義の口座に助成金が振り込まれます。 

# 安全対策「工事」の手続きの流れ

	申請者	区
事前相談・申請準備	<b>1 事前相談</b> 事前相談書を提出してください。 ※オンラインでの申請も受け付けています。 (※狭あい道路に面する場合は事前協議が必要です。)	<b>2 区から連絡・現場確認</b> 擁壁等の状況から、助成対象の要件を満たしていることを確認し、申請者へご連絡します。
	<b>3 申請準備</b> 施工業者を選定し、図面や見積書等の用意を依頼してください。 <b>⚠️【重要】まだ契約・着工はしないでください。</b>	
交付申請時	<b>4 交付申請</b> 工事の契約・着工前に必要書類を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の1を参照	<b>5 申請審査・交付決定</b> 審査後、「助成金交付決定通知書」を申請者に郵送します。
	<b>6 工事契約・着工</b> 決定通知書の受け取り後、業者と書面による契約を結び、「着手届」等を提出して着工します。 ※「提出書類(P5)」の2を参照	
<b>7 工事中・完了まで</b> ※工事箇所ごとに必ず「着手前・施工中・完了時」の写真を忘れずに撮影してください。 <b>必要な写真がない場合、助成が受けられなくなります。</b>		
完了報告時	<b>8 完了届兼検査願の提出</b> 工事完了後、現場での完了検査を受けるための必要書類を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の3を参照	<b>9 完了検査・検査済証交付</b> 完了検査を行い、「検査済証」を交付します。
	<b>10 完了実績報告</b> 検査済証の交付後、費用の支払いが確認できる書類等を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の4を参照	<b>11 完了審査・額確定</b> 書類審査を行い、「助成額確定通知書」を申請者に郵送します。
助成金請求時	<b>12 助成金の請求</b> 「助成請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出してください。 ※「提出書類(P5)」の5を参照	<b>13 助成金の支払</b> 指定口座に助成金が振り込まれます。

※工事が複数年にわたる場合は、初年度に全体設計の承認を受けることで対象となります。事前にご相談ください。  
 ※交付決定後に工事内容や金額に変更が生じる場合、または工事を中止する場合は、必ず事前に区へご相談の上、変更・取りやめの手続きを行ってください。

# 提出書類について

## 1. 交付申請時【個人所有の場合】

(複数共有、管理組合のない  
区分所有を含む)



- 助成金交付申請書
- 案内図、配置図
- 既存擁壁の図面等 (平面図、立面図等)
- 既存擁壁の写真
- 擁壁の状態が確認できる書類  
(擁壁調査結果報告書の写し、健全度判定結果など)
- 当該土地の公図及び登記事項証明書等  
(※申請日前6か月以内のもの)
- 擁壁の所有権を証する書類  
※当該土地の登記事項証明書と擁壁の所有者が同一の場合、省略可。
- 住民税の納税証明書  
(※非課税の方は「非課税証明書」)
- 委任状 (※第三者に申請手続を委任する場合)
- 代表者承諾書 (※擁壁を共同所有している場合や、管理者と所有者が異なる場合)

## 【区分所有で管理組合がある場合】



- 左記の申請提出書類一式  
(※原則、管理組合の代表が申請者)
- 管理組合の理事長が選任された際の議事録 (写)
- 安全対策工事等の実施を決議した総会等の議事録 (写)
- 管理規約 (写)
- ※個人の「住民税の納税証明書」及び「代表者承諾書」の提出は不要です。

## 【法人の場合】



- 左記の申請提出書類一式  
(※原則、法人代表が申請者)
- 法人登記の履歴事項全部証明書  
(※申請日前6か月以内のもの)
- 法人住民税の納税証明書  
(※滞納がないことを証する書類。個人の証明書に代えて)
- 消費税仕入控除税額確認書

### <安全対策「設計」を申請する場合>

- 設計見積書
- 当該年度の設計工程表  
(※建築確認が必要な場合は、確認済証の取得時期を記載)

### <安全対策「工事」を申請する場合>

- 工事に関する設計図書  
(立面図、断面図、構造図、構造計算書等)
- 工事見積書・内訳書
- 工事工程表  
(※建築確認が必要な場合は、検査済証の取得時期を記載)
- 土地使用承諾書  
(※擁壁がある土地の所有者が申請者と異なる場合等)
- 狭あい道路の事前協議済通知書 (写)  
(※該当する場合のみ)
- 工作物確認済証、開発許可書、盛土規制法許可書のいずれかの写し (※該当する場合のみ)

## 2. 着手時(契約後に提出)

- 着手届
- 助成対象事業の契約書 (写) 又は注文書・注文請書等
- 工程表
- 擁壁工事施工計画報告書  
(※「工事」の申請で、築造替え又は新設を行う場合のみ)

## 3. 工事完了時(「工事」の場合のみ)

- 完了届兼検査願
- 工事写真 (着手前・施工中・完了時のもの。※基礎の配筋状況や根入れ深さなど、図面通りに施工されたことが分かる写真を含む)
- 擁壁工事施工結果報告書  
(※築造替え又は新設を行った場合)
- 建築基準法上の検査済証 (写)  
(※建築確認を要した場合)



## 4. 完了実績報告時

### <安全対策「設計」の場合> (設計完了後に提出)

- 完了実績報告書
- 設計図書 (成果物としての図面や構造計算書など)
- 助成設計費の支払いを証する書類 (写)  
(領収書など。※委任払いをご利用の場合は請求書)

### <安全対策「工事」の場合>

(区の現場検査が終了し、検査済証が交付された後に提出)

- 完了実績報告書
- 助成工事費の支払いを証する書類 (写)  
(領収書など。※委任払いをご利用の場合は請求書)

## 5. 助成金請求時

- 助成請求書兼支払口座振替依頼書 (※申請者ご本人名義の口座をご指定ください。施工業者等への「委任払い※」も可能です。)  
※委任払いとは、申請者に代わって施工業者等が補助金を受け取る支払方法です。

※複数年工事 (全体設計承認) をご利用の場合は、各年度末に「出来高検査願」等の提出による検査と清算が必要です。詳しくは区の窓口へご確認ください。

## よくある質問 Q & A

**Q1** 助成金と活用して擁壁を改善したいのですが、どんな工事を行えば良いのかわかりません。どこに相談すれば良いですか。

**A1** 区では、専門家が擁壁の現地調査や改善策の提案を行う「擁壁アドバイザー派遣」を行っています。ぜひご活用ください。



**Q2** 擁壁の「高さ」は、どこからどこまでを測ればいいですか？

**A2** 擁壁の上の端（頂部）ではなく、擁壁下の地盤面（道路など）から、擁壁上の地盤面（土があるところ）までの高さを測ります。（P1 参照）  
（※擁壁の上にブロック塀やフェンス等が設置されている場合、その部分は擁壁の高さには含みません。）

**Q3** 高さの条件を満たしていれば、必ず助成を受けられますか？

**A3** いいえ、高さだけでなく「改善の必要があること」も条件となります。大谷石などの「空積み擁壁」や「増積み擁壁」で高さ 2m 超のもの、ひび割れ等の劣化が進み健全度判定が「低・中」とされた擁壁など、区が改善の必要があると認めるものが対象です。（P1 参照）

**Q4** 健全度判定が「低・中」とはどのように判断するのですか？

**A4** 専門家等の調査に基づいて判断します。具体的には専門家等が国土交通省の「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」に基づいて行った判定結果や区の「擁壁アドバイザー派遣事業」を利用した際の調査結果報告書などによって区が確認・判断します。

**Q5** すでに業者と契約（又は着手）してしまったのですが、今からでも申請できますか？

**A5** 申請できません。本制度をご利用いただくには、必ず業者と「契約を締結する前」に区へ交付申請を行い、決定通知を受け取る必要があります。

### 【△特例措置】

ただし、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に契約・着手した安全対策工事等に関し、例外として助成の対象となります。この特例を利用する場合、事前相談書の提出期限は「令和 8 年 11 月 30 日」となりますのでご注意ください。

**Q6** 工事費の全額を、最初に自分で用意しなければなりませんか？

**A6** 一時的に工事費の総額をご自身でご用意いただくことなく、区から工事業者等へ直接、助成金相当額をお振り込みすることが可能です。「委任払い」と呼ばれる仕組みで、資金面の負担を減らすことができます。

## まずは事前相談を！

手続きは、パソコンやスマホから簡単にできる「オンライン申請（ロゴフォーム）」がおすすめです。まずは以下の 2 次元コードから「事前相談」をお送りください。

※インターネットのご利用が難しい方は、窓口でのご相談も受け付けております。

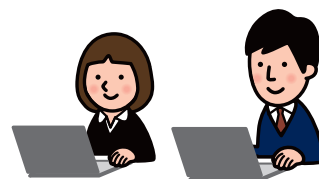
▶ 事前相談フォーム

<https://logoform.jp/form/Y4gR/1441513>



▶ 擁壁等安全対策工事等の助成（HP）

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s096/25797.html>



## お問い合わせ先

杉並区 都市整備部 建築課 建築企画係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

電話：03-3312-2111（代表） FAX：03-5307-0690

